

# 国立大学法人三重大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人三重大学役員給与規程により、期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果等を勘案し、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額できる。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	本給月額については、人事院勧告を参考にして0.3%減額した。 実施時期については、12月の本給から実施した。 期末特別手当については、人事院勧告を参考にして6月期を0.175月分、12月期を0.075月分減額した。
理事	法人の長と同様の改定を行った。
理事(非常勤)	該当者なし
監事	法人の長と同様の改定を行った。
監事(非常勤)	改定なし

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,294	千円 12,780	千円 4,942	千円 511 (地域手当) 61 (通勤手当)	4月1日		
A理事	千円 13,848	千円 8,728	千円 3,700	千円 1,396 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		◇
B理事	千円 14,653	千円 10,104	千円 3,907	千円 404 (地域手当) 238 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 14,439	千円 10,104	千円 3,907	千円 404 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		
D理事	千円 14,415	千円 10,104	千円 3,907	千円 404 (地域手当)			

E理事	千円 14,506	千円 10,104	千円 3,907	千円 404 (地域手当) 91 (通勤手当)	4月1日		
A監事	千円 11,209	千円 7,840	千円 3,032	千円 313 (地域手当) 24 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円	千円 ( )			

「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法に規定する、独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、本学役員として在職する者)であることを示す。  
「地域手当」とは、民間における賃金物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、事務組織・業務の合理化・簡素化を図り人件費の削減を図る。

#### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当大学法人の運営活動に必要な経費の多くが国からの運営費交付金に委ねられていることから人事院勧告を参考に適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員の勤務成績を考慮し実施している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容				
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における、職員の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。				
本給月額 (昇給)	勤務成績判定期間(昇給日(1月1日)前1年間)の勤務成績に応じて下表のとおりとしている。				
	きわめて良好 7号給以上	特に良好 5号給	良好 3号給 2号給(管理職層)	やや良好でない 1号給	良好でない 0号給
	3号給以上	2号給	1号給	0号給	0号給
本給月額 (昇格)	*下段は55歳以上の職員について適用する。 勤務成績良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格することができる。				

#### ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

本給月額については、人事院勧告を参考に以下のとおり改定を行った。

①初任給など若年層を除き0.2%、管理職層(一般(一)の7級相当以上)及び指定職本給表適用職員は0.3%それぞれ引き下げた。

②平成18年度の給与構造改革の本給引き下げに伴う経過措置を受ける者の算定基礎額を0.24%、指定職本給表適用職員は0.32%それぞれ引き下げた。

③実施時期については、12月の本給から実施した。

自宅に係る住宅手当(新築・購入後5年に限り支給)を廃止した。  
期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.35月分引き下げた。  
指定職本給表適用職員における期末特別手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当とし、支給月数を0.25月分引き下げた。  
管理職手当については職種による区分を廃止し、適用職種を明記した。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,401	44.1	6,894	5,085	88	1,809
事務・技術	332	45.0	5,716	4,245	115	1,471
教育職種 (大学教員)	642	47.5	8,564	6,277	87	2,287
医療職種 (病院看護師)	257	36.1	4,802	3,574	51	1,228
技能・労務職種	6	52.3	5,146	3,807	42	1,339
海事職種	7	50.9	7,931	5,869	0	2,062
海技職種	8	38.1	5,394	4,030	0	1,364
教育職種 (附属高校教員)	20	45.3	7,798	5,834	136	1,964
教育職種 (附属義務教育学校教員)	42	39.9	6,562	4,919	125	1,643
医療職種 (病院医療技術職員)	79	39.4	5,039	3,750	95	1,289
産学連携講座教員	3	49.8	8,946	6,659	50	2,287
指定職種	1					
教育職種 (外国人教師等)	1					

寄附講座教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					

注:常勤職員のうち、指定職種、教育職種(外国人教師等)、寄附講座教員及びその他医療職種(看護師)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注:常勤職員の医療職種(病院医師)については、該当者がいないため欄を省略した。

- \*「技能・労務職種」とは、自動車運転手、ボイラ技士、検査助手、実験助手、薬剤助手、看護助手、調理師を示す。
- \*「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、通信士、機関士の業務を行う職種を示す。
- \*「海技職種」とは、中型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。
- \*「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。
- \*「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員を示す。
- \*「産学連携講座教員」とは、企業と共同研究のために運営される講座に所属する教員を示す。
- \*「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
- \*「寄附講座」とは、寄附金により運営される講座に所属する教員を示す。
- \*「その他医療職種(看護師)」とは、保健管理センターに勤務する看護師を示す。

注:在外職員は、該当者がいないので省略した。

注:常勤職員については、任期付職員、再任用職員を除く。

任期付職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	55.5	9,104	9,104	274	0
特任教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	55.5	9,104	9,104	274	0

\*「特任教員」とは、教育職種(大学教員)のうち、任期を定め、年俸制で雇用される者を示す。

再任用職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	61.8	4,169	4,169	152	0
特任一般職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	61.5	3,589	3,589	139	0
特別教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

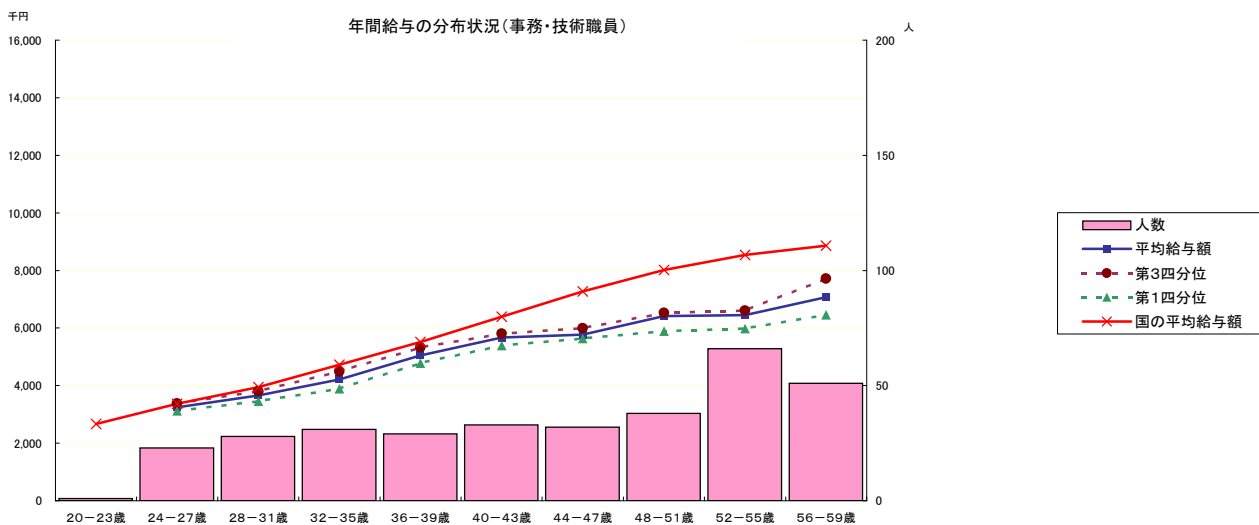
\*「特任一般」とは、事務・技術のうち、年俸制で再任用された者を示す。

\*「特別教員」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員のうち、年俸制で再任用された者を示す。

注:再任用職員(年俸制)のうち、特別教員については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	111	37.5	3,466	2,890	69	576
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	42.7	3,181	2,354	108	827
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	34.9	5,099	3,785	90	1,314
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	46	33.1	2,968	2,968	45	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	45.0	4,991	3,708	97	1,283
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	13	47.2	3,285	2,414	48	871
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	18	32.5	3,669	2,749	86	920

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

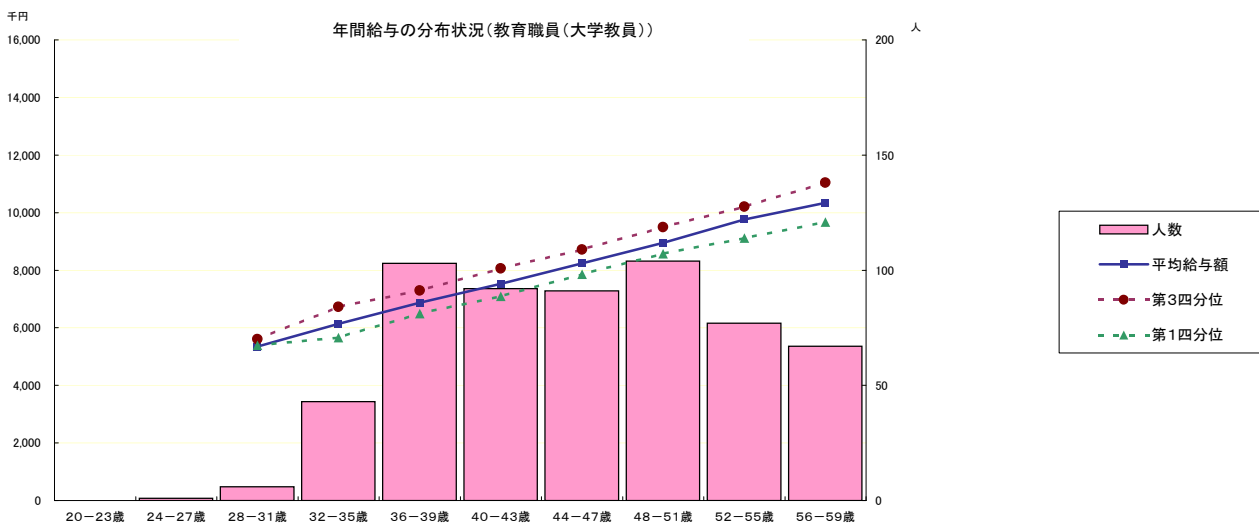


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。  
 注:20歳から23歳は、1名のため当該個人に関する情報が特定される  
 おそれのあることから、年間給与の第1・第3分位及び平均給与額については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
課長	26	55.3	7,716	7,912	8,173		
課長補佐	30	53.6	6,296	6,638	7,015		
係長	133	48.7	5,695	6,072	6,456		
主任	60	45.8	4,811	5,414	5,828		
係員	81	31.6	3,350	3,748	3,955		

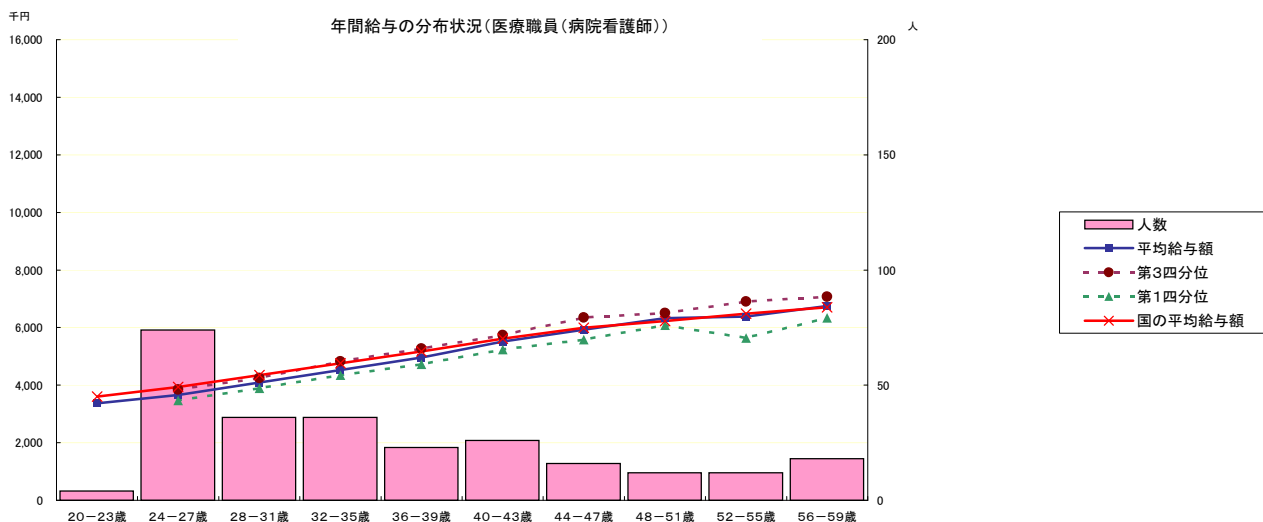
注:「分布状況を示すグループ」には、代表的職位のみを記載した。  
 「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。  
 「課長補佐」には、課長補佐相当職である「副課長」、「室長」、「専門員」を含む。



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。  
 注:20歳から23歳は、該当者がいないため、年間給与については表示していない。  
 注:24歳から27歳は、1名のため当該個人に関する情報が特定される  
 おそれのあることから、年間給与の第1・第3分位及び平均給与額については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	254	54.8	9,365	10,069	10,611		
准教授	181	44.6	7,563	8,097	8,722		
講師	58	44.8	7,416	7,907	8,558		
助教	145	39.5	6,152	6,495	6,986		



注:20歳から23歳は、4名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	平均	第3分位
看護師長	26	49.9	5,972	6,473	7,077
副看護師長	47	40.1	4,827	5,300	5,625
看護師長	178	32.5	3,673	4,291	4,727

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		チーム員(一般職員)	チーム員(一般職員)	主任・係長	副課長	課長	次長	部長	局長	局長	局長
人員(割合)	332	28 (8.4%)	53 (16.0%)	161 (48.5%)	51 (15.4%)	25 (7.5%)	13 (3.9%)	1 (0.3%)	該当者なし(%)	該当者なし(%)	該当者なし(%)
年齢(最高～最低)		54～22	57～28	59～34	59～45	59～43	59～54	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		3,304～2,186	3,885～2,481	4,924～3,170	5,637～4,187	6,472～4,648	6,581～5,795	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		4,347～2,936	5,212～3,357	6,668～4,313	7,709～5,704	8,563～6,413	8,737～7,717	～	～	～	～

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	642	4 (0.6%)	145 (22.6%)	58 (9.0%)	181 (28.2%)	254 (39.6%)
年齢(最高～最低)		48～29	61～27	62～34	62～31	62～41
所定内給与年額(最高～最低)		4,115～3,059	5,804～3,273	6,740～4,431	7,246～4,054	10,005～5,477
年間給与額(最高～最低)		5,643～4,021	7,738～4,293	9,092～6,019	9,961～5,566	13,857～7,522

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員(割合)	257	2 (0.8%)	178 (69.3%)	47 (18.3%)	26 (10.1%)	3 (1.2%)	1 (0.4%)
年齢(最高～最低)		～	59～22	57～31	59～36	56～47	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,806～2,326	4,917～3,214	5,341～3,705	5,065～4,748	～
年間給与額(最高～最低)		～	6,559～3,123	6,742～4,346	7,287～5,140	7,035～6,590	～

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.7%	66.5%	65.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.3%	33.5%	34.8%
	最高～最低	42.6～33.7%	45.8～30.0%	44.3～32.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0%	67.6%	65.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.0%	32.4%	34.1%
	最高～最低	42.9～32.8%	40.2～28.9%	38.7～30.8%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.3%	65.4%	63.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.7%	34.6%	36.1%
	最高～最低	46.8～34.4%	42.8～30.7%	44.8～32.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.1%	68.1%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9%	31.9%	33.8%
	最高～最低	46.9～33.1%	38.5～29.2%	40.8～31.1%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.1%	61.5%	62.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9%	38.5%	37.4%
	最高～最低	35.9～35.9%	38.5～38.5%	37.4～37.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.4%	66.9%	65.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.6%	33.1%	34.7%
	最高～最低	38.9～33.2%	38.5～30.0%	37.4～32.2%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	82.3
対他の国立大学法人等	96.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	98.0
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	96.3
対他の国立大学法人等	99.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 82.3		
	参考	地域勘案	86.4
		学歴勘案	83.3
		地域・学歴勘案	87.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.5% (国からの財政支出額 14,595,543千円、支出予算の総額 41,084,103千円:平成21年度予算)		
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、対国家公務員指数は100以下であるので適正な水準であると考えられる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)		
	【検証結果】		
講ずる措置	今後も適正な水準を維持していきたい。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 96.3		
	参考	地域勘案	101.8
		学歴勘案	95.7
		地域・学歴勘案	102.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.5% (国からの財政支出額 14,595,543千円、支出予算の総額 41,084,103千円:平成21年度予算)		
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、対国家公務員指数は100以下であるので適正な水準であると考えられる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)		
	【検証結果】		
講ずる措置	今後も適正な水準を維持していきたい。		

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 95.3

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕



### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)か らの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	11,976,176	12,121,232	△ 145,056	△1.2	△ 494,457	△4.0
退職手当支給額 (B)	1,093,244	1,253,012	△ 159,768	△12.8	△ 47,561	△4.2
非常勤役員等給与 (C)	3,167,426	2,659,529	507,897	19.1	1,492,953	88.0
福利厚生費 (D)	1,739,555	1,700,630	38,925	2.3	33,953	2.0
最広義人件費 (A+B+C+D)	17,976,402	17,734,403	251,985	1.4	984,887	5.7

注 「非常勤役員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「13 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

・「給与、報酬等支給総額」については、人件費管理の基本方針等の実行による減の結果により、対前年比で1.2%の減額となった。

・「最広義人件費」については、退職手当の増額と、競争的資金等により雇用される職員の増により、対前年比1.4%の増額となった。

##### ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律」(平成18年度法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

・「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。(中期目標)

・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに平成17年度の人件費予算相当額から概ね4%の人件費の削減を図る。(中期計画)

##### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	12,901,653	12,136,143	12,112,201	12,121,232	11,976,176
人件費削減率 (%)		-5.9	-6.1	-6.0	-7.2
人件費削減率(補正值) (%)		-5.9	-6.8	-6.7	-5.5

注 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年度、平成19年、平成20年度及び平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし。